び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の法人として主務省令で定めるものを規定するとともに、その他所要の規定を整備することとした。（第三条の四、第一〇条の二、第一三条の二、第一六条の二及び第一六条の四関係）

2　報告徴収対象事項の追加

主務大臣が販売業者及び役務提供事業者に対し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる事項として、特定申込みを受ける際の表示に関する事項等を追加することとした。（第一七条関係）

3　その他

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律による改正を踏まえた所要の規定の整備を行うこととした。

二　特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令の一部改正関係

1　題名の変更

特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令の題名を「預託等取引に関する法律施行令」に改めることとした。

2　施設の利用に関する権利の追加

施設の利用に関する権利として、人の皮膚を清潔にし、若しくは美化し、体型を整え、又は体重を減ずるための施術（医学的処置、手術及びその他の治療に該当するものを除く。）を行う施設を利用する権利を追加することとした。（第一条関係）

3　適用除外の対象となる者の追加

預託等取引に関する法律の適用が除外される者として、資金決済に関する法律第二条第一項に規定する前払式支払手段発行者及び同条第八項に規定する暗号資産交換業者を追加することとした。（第二条関係）

4　その他

不実告知等の禁止の対象となる事項を追加するとともに、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律による改正を踏まえた所要の規定の整備を行うこととした。（第三条～第七条関係）

三　関係政令の一部改正関係

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行令その他の政令について所要の改正を行うこととした。（本則第三条～第六条関係）

四　附則

1　関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第二項関係）

2　この政令は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月一日）から施行することとした。

◇海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第五号）（国土交通省）

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四三号）の施行期日は令和四年四月一日とし、同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は令和五年四月一日とすることとした。

◇海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第六号）（国土交通省）

一　船員職業安定法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　求人の申込みを受理しないことができる事由となる法律違反に係る労働に関する法律の規定であって政令で定めるものとして、労働基準法第四条（男女同一賃金の原則）等の規定を定めることとした。

2　無料の船員職業紹介事業の許可の欠格事由となる法律違反に係る労働に関する法律の規定であって政令で定めるものとして、労働基準法第一一七条（強制労働の禁止違反）等の規定を定めることとした。

二　関係政令の一部改正関係

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律施行令その他の政令について所要の改正を行うこととした。（第二条～第六条関係）

三　経過措置関係

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律第七条の規定による改正前の船員法第一〇〇条の三第一項の規定により交付された海上労働証書について所要の経過措置を定めることとした。（第七条関係）

四　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇内航海運業法施行令（政令第七号）（国土交通省）

1　内航海運業者が電磁的方法により書面に記載すべき事項を提供する場合における承諾を得る方法等を定めることとした。（第一項～第三項関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇公益通報者保護法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第八号）（消費者庁）

公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和二年法律第五一号）の施行期日は、令和四年六月一日とすることとした。

◇公益通報者保護法第十九条の規定により消費者庁長官に委任されない権限を定める政令（政令第九号）（消費者庁）

1　公益通報者保護法（平成一六年法律第一二二号）第一九条の政令で定める権限は、同法第一一条第四項の規定並びに同条第五項及び第六項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による権限とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和二年法律第五一号）の施行の日（令和四年六月一日）から施行することとした。

◇公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（政令第一〇号）（消費者庁）

1　公益通報者保護法（平成一六年法律第一二二号）別表第八号の政令で定める法律として、森林保険法（昭和一二年法律第二五号）等を追加することとした。（本則関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和二年法律第五一号）の施行の日（令和四年六月一日）から施行することとした。

◇消費者庁組織令の一部を改正する政令（政令第一一号）（消費者庁）

1　参事官の職務を変更することとした。（第一四条関係）

2　この政令は、公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和二年法律第五一号）の施行の日（令和四年六月一日）から施行することとした。

◇絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二号）（環境省）

1　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第四条第三項の政令で定める国内希少野生動植物種として、アブサンショウウオ等を追加等することとした。（別表第一関係）

2　法第四条第六項の政令で定める特定第二種国内希少野生動植物種として、1の種のうちアブサンショウウオ等を追加することとした。（別表第四関係）

3　法第六条第二項第四号の政令で定める採取等を規制する卵及び種子として、1の種のうちアブサンショウウオ等の卵を追加することとした。（第二条関係）

4　その他所要の規定の整備を行うこととした。

5　この政令は、令和四年一月二四日から施行することとした。
